

国自旅第201号
令和3年9月1日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

旅客課長



「一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の
実施方法について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

(別添)

国自旅第201号
令和3年9月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施方法について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施方法について」（平成25年10月31日国自旅273号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。